

児童クラブ支援員募集要項

児童クラブとは、保護者が就労や疾病などにより、放課後の時間に家庭で保育ができない場合、保護者に代わって小学1年生から6年生までの児童を保育する施設です。平日の授業終了後や、土曜日・長期休業中の終日、安全で充実した生活を送ることができるよう、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を目指しています。

●業務内容

児童クラブにおける保育業務、児童クラブ運営に関する事務、保護者対応など。

●就業場所

周南市内の児童クラブ（24小学校区25か所） ※別紙のとおり

●任用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※勤務実績に応じて翌年度以降も公募によらず再度任用する場合があります
（最大2回、当初任用含めて3会計年度まで）

●応募要件

- ・放課後児童支援員認定資格を保有する人
- ・放課後児童支援員認定資格研修を受ける要件を満たし、かつ、雇用後、速やかに研修を受けることができる人

※放課後児童支援員認定資格研修の受講要件は、周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項の規定に基づく。

(例) 保育士、社会福祉士、幼稚園・小学校・中学校教諭等の資格を有する人のほか、高等学校卒業後2年以上かつ総勤務時間2,000時間以上、児童クラブに従事した人。

●勤務条件

| | | |
|--------------------|--|------------------------------|
| 募集人数 | 10人程度 | |
| 勤務日数 | 週5日 | 週4日 |
| 始業、終業の時間 及び休憩時間 | 8時～19時 ※シフト制 | |
| | ①上記時間のうち5時間 ②上記時間のうち5時間（8月のみ上記時間のうち7時間（別途休憩1時間あり）） | 上記時間のうち4.5時間 （1日保育の日は5時間） |
| 週休日 | 日曜日 及び 月曜日から土曜日の間の1日 | 日曜日 及び 月曜日から土曜日の間の2日 |
| 休 暇 | 周南市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づく | |
| 報酬額 諸手当（手当相当額） | 時間額1,213円（地域手当相当額を含む） 諸手当（手当相当額）：周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づく | |

| | | |
|---------------------|--|-----------|
| 所定労働時間を 超える労働の有無 | 有り | |
| 社会保険・ 労働保険等 | 【社会保険】 山口県市町村職員 共済組合の健康保険（介護保険 該当者は介護保険を含む）、厚生 年金保険及び雇用保険に加入 | 【社会保険】 無し |
| | 【労働保険】 公務上の負傷又は疾病については「山口県市町総合 事務組合非常勤職員公務災害補償等条例」を適用する。 | |
| その他特記事項 | 配置は、採用後に別途決定し連絡します。 なお、配置と異なるクラブに出張を命じる場合があります。 スポーツ保険に自己負担で加入（賠償責任保険を含むため）。 | |

●募集受付期間

令和6年1月4日（木曜日）から

なお、受付時間は8時30分から17時15分まで。

●申し込み方法

受付期間内に、所定の会計年度任用職員選考申込書を、市役所本庁舎2階生涯学習課
児童クラブ担当に持参、又は郵送で提出。

●選考方法

個人面接

●問い合わせ先

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地

周南市教育委員会 生涯学習課 児童クラブ担当（TEL0834-22-8457）

●応募にあたっての注意

- ・地方公務員法第16条に該当する以下の人は応募できません。
 - 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人。
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人。
 - 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人。
- ・会計年度任用職員は、地方公務員法第22条第1項に規定する一般職の地方公務員であり、地方公務員の服務に関する規定が適用されます。
- ・選考に関する申し込み書類等は返却しません。
- ・任用から1か月（1か月の勤務日が15日に満たないときは15日）は条件付採用期間となります。条件付採用期間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。
- ・兼業の制限は原則としてありませんが、職務専念義務に支障をきたすような長時間労働を避ける等必要な対応を取るため兼業の状況について確認を行います。
- ・採用に関しては、各年度の予算成立が要件となりますので、あらかじめご了承ください。報酬額についても変動する場合があります。

【別紙】就業場所（市内の直営児童クラブ一覧）

| No. | ク ラ ブ 名 | 児童定員 | 所 在 地 |
|-----|---------------|--------|---------------|
| 1 | 徳山小校区児童クラブ | 120人程度 | 毛利町1丁目1番地 |
| 2 | 岐山小校区児童クラブ | 80人程度 | 大字徳山5673番地 |
| 3 | 遠石小校区児童クラブ | 120人程度 | 遠石1丁目3番48号 |
| 4 | 周陽小校区児童クラブ | 80人程度 | 周陽1丁目15番1号 |
| 5 | 秋月小校区児童クラブ | 80人程度 | 秋月1丁目1番50号 |
| 6 | 桜木小校区児童クラブ | 80人程度 | 桜木1丁目11番1号 |
| 7 | 久米小校区児童クラブ | 80人程度 | 大字久米3417番地 |
| 8 | 沼城小校区児童クラブ | 85人程度 | 大字須々万本郷514番地 |
| 9 | 菊川小校区児童クラブ | 115人程度 | 大字下上80番地の1 |
| 10 | 戸田小校区児童クラブ | 35人程度 | 大字戸田2527番地の2 |
| 11 | 夜市小校区児童クラブ | 50人程度 | 大字夜市730番地 |
| 12 | 今宿小校区児童クラブ | 120人程度 | 今住町1番40号 |
| 13 | 湯野小校区児童クラブ | 50人程度 | 大字湯野3843番地 |
| 14 | 櫛浜小校区児童クラブ | 80人程度 | 大字栗屋860番地 |
| 15 | 東福祉館児童クラブ | 45人程度 | 大字久米1316番地の1 |
| 16 | 富田東児童クラブ | 120人程度 | 桶川町2番1号 |
| 17 | 富田西児童クラブ | 180人程度 | 富田二丁目14番1号 |
| 18 | 福川児童クラブ | 45人程度 | 福川三丁目2番1号 |
| 19 | 福川南児童クラブ | 50人程度 | 中畷町6番1号 |
| 20 | 和田児童クラブ | 35人程度 | 大字埕212番地の1 |
| 21 | 勝間児童クラブ | 130人程度 | 勝間ヶ丘1丁目1番1号 |
| 22 | 大河内児童クラブ | 40人程度 | 大字大河内1115番地の1 |
| 23 | 高水児童クラブ | 40人程度 | 大字樋口288番地 |
| 24 | 三丘児童クラブ | 35人程度 | 大字小松原1242番地 |
| 25 | 鹿野こどもすくすくセンター | 50人程度 | 大字鹿野上3064番地の1 |